

令和2年度第12回南関町農業委員会会議録

令和3年3月10日（水）
午前9時30分開会
南関町公民館 視聴覚室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員憲章朗読

6番 西山良輔君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

4番 末竹信雄君

6番 西山良輔君

5. 議 事

第54号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第55号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第56号議案 農地利用集積計画の承認について

第57号議案 農地利用集積計画の承認について（中間管理権の取得）

第58号議案 非農地通知について

第59号議案 南関町空き家に付随した農地の特例面積取扱要綱の制定について

報告第4号 使用貸借権の合意解約について

6. その他

7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。（9名）

会長 竹島久利君

1番 片山幸次君

3番 菅原和義君

6番 西山良輔君

9番 大倉公泰君

副会長 釘崎眞貴子君

2番 橋本勝君

4番 末竹信雄君

8番 山本精武君

四、欠席委員は次のとおりである。(2名)

5番 荒木 茂 君

7番 片山 カツ子 君

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

事務局長 田口 明 君

書記 上田 賢 君

令和2年度第12回南関町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） ご起立ください。時間が参りましたので、ただいまより第12回農業委員会総会を開会いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 本日7番片山委員、5番荒木委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は、11名中9名で定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員憲章朗読を6番、西山委員さん、よろしく願いいたします。

○6番（西山 良輔君） （農業委員憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） おはようございます。

いよいよ、今年令和2年度も今月で終わりで来月から新年度残りの1年となりました。皆さん方には2年間大変ご苦勞でございました。また来年度1年間は頑張っ
て続けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしときます。

それから、この新型コロナのために、一昨年から各行事とか会議なんかはほとんど中止となっているような現状でございまして、私たち農業委員会も何とか何かをやるつもりで計画を立てておりましたが、このコロナのためどうしてもやっぱり中止せざるを得ないような状態になりました。今後、先々月から人・農地プランを経済課のほうと一体となって立ち上げをしまして、各地区を座談会を設けて回っております。そこで農業委員の各委員さんも出席をしてもらって一体となってこの人・農地プランを作成したいと思いますので、委員の皆さんもぜひ協力をお願いをして、より田んぼの面積を将来のため確保してもらいたいと思います。

それから、次に議題にも申請をしておりますが、空き家バンクのことについてあとで議題の中の検討でありますので、事務局のほうで説明があると思いますけど、この問題もよく検討してもらって、町の空き家バンクの対策を進めていきたいと

思いますので、よろしくお願いをしときます。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

まず議事に入る前に議事録署名人の指名をいたします。6番西山委員、それから4番の末竹委員を指名をいたします。よろしくお願いをしておきます。

なお、前回に引き続き、新型コロナウイルスの感染防止のため今総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局の行う議案書の説明については事前に資料を配付しておりますので、必要最小限度といたしておきます。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第54号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。案件は5件の13筆でございます。なお、5番について、第55号議案、「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」の2番の関連案件となりますので、同時に審議を行います。よろしくお願いをしときます。

それでは、本案について現地調査に出向されました農業委員さんより説明をお願いします。

9番、大倉委員。

○9番（大倉 公泰君） おはようございます。

3日の日に現地調査をいたしました。第1号議案、第2号議案同じ現場でございます。地図を見てもらいますと山鹿方向に向かって右側が〇〇〇です。左側のほうが現地で尾崎原と言います。第1号議案と第2号議案を一括して審議してもらいたいと思います。

譲渡人から譲受人は同じ人が買っておりますけれども、譲渡人はばらばらでございますけど一括してよろしくお願いたします。第4号議案農地法第3条1番と2番所有権移転についてご説明いたします。

譲渡人から譲受人による売買による所有権移転の申請となっております。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

どうぞ、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして3番、菅原委員、お願いします。

○3番（菅原 和義君） 議案第54号、農地法第3条3番、所有権移転申請についてご説明いたします。

渡人と受人は親子関係で、贈与による所有権移転の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、2番、橋本委員、お願いします。

○2番（橋本 勝君） はい。議案第54号、農地法第3条、4番所有権移転申請についてご説明いたします。

渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。

現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

なお、申請地に隣接する宅地を購入する旨、申請代理人より聞き取りをしております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） 続きまして、片山委員お願いします。

○1番（片山 幸次君） 1日の日に現地を確認してきました。議案第54号議案、農地法3条、5番、地上権設定についてご説明いたします。

こちらは第55号議案、農地転用許可申請の2番の営農型太陽光発電設備の支柱への転用に合わせて、農地の上空部分にパネルを設置するため地上権を設定するものです。

申請地である農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れがなく、かつ、営農者の同意も得てあります。

次に関連案件である、第55号議案、農地転用許可申請の2番、地上権設定になります。

ソーラー発電事業による電力の販売を行う法人が、支柱を設置し、営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある区域にある第1種農地であると判断されますが、仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うものであ

り、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。

転用面積は太陽光発電設備の支柱72本と、1,132㎡のうち、0.38㎡の一時転用であります。

事業計画は、太陽光パネル204枚、発電量49.5kwとなっております。

また、支柱の高さは2.3mから2.93m、パネル下部では農地所有者がかぼちやを作付けされます。営農計画として、地域の平均的な単収1,560kgに対して、1,250kg、地域の平均的な単収の8割が見込まれております。

なお、営農計画について、知見を有する者として農業改良普及員の意見書が提出されております。

また、撤去についても見積書と工程表、経済産業省の設備認定申請の写しが添付されていることから、転用の確実性は確認しております。

工事完了は令和3年12月までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用される計画です。

ご審議、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。各委員からの説明が終わりましたが、ここで事務局より追加の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より、営農型太陽光発電設備に係る各申請について補足でご説明を申し上げます。

第54号議案、農地法3条の地上権設定に関する申請ですが、今回のように、農地の所有者、営農者が下部の農地の作付けを行って、上部の太陽光発電設備は所有者とは別の業者等が設置する場合には、太陽光発電設備の設置者が、空中部分、パネル部分の3条許可、区分地上権の設定といえますけれども、これを申請を行います。

3条については、皆さんは農地のことと思われるかもしれませんが、この場合は農地の空中部分に関する申請になりまして、農地、地面等は含まないこととなります。

次に、第55号議案、農地転用許可申請の2番の営農型太陽光について説明いたします。

申請地は10ha以上の広がりがある第1種農地でありますけれども、通常第1種農地では太陽光発電施設への転用はできませんが、今回のように太陽光パネルの下で農業を営む営農型であれば、一時転用が可能となります。

一時転用とは、文字通り一時的な転用を認める制度でありまして、原則として最長3年間の転用となっております。

そして今回のような営農型による太陽光発電施設への転用の場合には、毎年その

状況を把握するため、本人が営農状況報告をすることが条件付けられております。

また、一時的な3年間の転用となりますので、継続して営農型太陽光の事業を続けようとするときは、3年後の期限を迎える前に、今回と同様に許可を再度受け、更新していく必要があります。ただ営農ができなくなった場合や、収穫量が地域の平均的な単収の8割よりも減少した場合には、太陽光発電施設を撤去しなければならないというふうになっております。

また、この案件は営農型太陽光発電施設となりますので、県ネットワーク機構・常設審議委員会への諮問が必要となっております。

以上で、ご説明は終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

○9番（大倉 公泰君） いいですか。

○議長（竹島 久利君） どうぞ、大倉委員。

○9番（大倉 公泰君） 営農型太陽光発電ですけど、かなり今大きく作られておりますけど、果たして本当に下に野菜を植えている人が私見ていますけど、全然植えてない人がおるんですね。これはどういう具合に取り締まられていくんですかね。全然約束と違うくて、全然植えていないのが私、見受けられます。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明を申し上げます。

ただいま大倉委員のご質問がありました。農業を実際しなければどうなるのかというところですけども、ただいまご説明申し上げたとおり営農型太陽光に関しては、営農を行うことが許可の条件となっております。そして設備設置から3年間後には継続してその太陽光の事業を営もうとするときは、再度許可を受ける必要があります。その際に、当然営農を行っているかどうか、そういうところを許可のときに判断をする必要がありますので、そこで例えばここは全然農業をしていないので継続は認めませんよというふうになるのか、もしくは1年間の様子を見ましょうというふうに相手方からの計画書等を提出させて判断するのかというふうになっております。

現在のところ南関町ではまだ営農型太陽光の許可を受けてから3年目を迎えるものが来年度もまだありませんので、そういう申請が上がってくるのは再来年度になるかと思うんですけども、詳細には先ほど申し上げましたとおり現地の営農の状況や事業計画等を見て判断をしていくことになってきます。

○9番（大倉 公泰君） いいですか。

○議長（竹島 久利君） どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） それだったらやっぱり果たして写真でも撮ってですね、農業

委員会に作っているのを証拠として出してもらいたいんですけど、そういうことはできませんかね。

○事務局（上田 賢君） 事務局より説明させていただきます。

営農の状況を3年後に判断するときには、先ほどちょっとご説明申し上げた毎年営農の状況を報告する必要があります。それに添付されている写真や、そういったものを皆さんのほうには提示する必要があるかなと思っておりますので、継続の申請が上がった際にはそういったものを添付資料として提出をさせていただこうと思っています。

○9番（大倉 公泰君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹島 久利君） よろしいでございますか。そのほか、何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） 無いようでございますので、採決をいたします。

第54号議案及び第55号議案の2番について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第54号議案及び第55号議案の2番について、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第55号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」を議題といたします。

2番について、第54号議案の関連案件として審議済みですので、1番のみとなりますので案件は1件の1筆でございます。

本件について現地調査に出向されました農業委員さんより補足説明をお願いします。

3番、菅原委員をお願いします。

○3番（菅原 和義君） 第55号議案、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の1番についてご説明いたします。

転用目的は個人住宅の建設で、住宅120.27㎡、駐車スペース54㎡、庭、通路等297.73㎡の転用を行なう申請となっております。申請地の農地区分は、公共投資がされていない、農地の広がり10ha未満であることから、第2種農地と判断されます。

現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

ご審議のほう、よろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） 無いようでございますので、採決をいたします。

第55議案、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第55号議案を原案どおり決定をいたします。

続きまして、第56号議案「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

本案は、農業経営基盤強化推進法に基づく農地利用集積計画7件の12筆でございます。何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） 無いようでございますので、採決をいたします。

第56号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第56号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第57号議案、「農地利用集積計画の承認について（中間管理権の取得）」を議題といたします。

本案は、農業基盤強化推進法に基づく農地利用集積計画の中間管理権取得の1件6筆でございます。何かご意見、ご質問ございませんか。ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） 無いようでございますので、採決をいたします。

第57号議案について、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第57号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第58号議案「非農地通知について」を議題とします。案件は4筆でございます。

何かご意見、ご質問ございませんか。何かございませんか。よろしいですか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） 無いようでございますので、採決をいたします。第58号議

案について非農地と判断することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第58号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第59号議案「南関町空き家に付随した農地の特例面積取扱要綱の制定について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。

こちらの制度は結構はやりと言いますか、周辺の自治体でも、もう実施が行われている制度になるんですけれども、各自治体が行っている空き家バンク事業、空き家を紹介する事業があるんですけれども、そちらの空き家の家に付随して農地を所有権移転をする際の特例の面積を定めようというものになります。

現在、南関町では別段面積ということで、通常農地を売買するときの下限面積が法では5反というふうに定められておるんですけれども、南関町では3反というふうに定めております。これとは別個にこの家を買うときに、この農地を取得するのであればその下限面積は言うなれば取っ払いましょうというふうな制度を設けましょうというのが今回の提案になっております。どこも人口の減少や農家の高齢化とか後継者不足によって遊休農地が増加する中で、本町への移住定住に伴う耕作意欲のある者の参入を促すような、そして遊休農地の解消、発生未然防止になるように今回の制度を提案するものであります。

空き家に付随した農地を面積といたしましては、最小値である0.01㎡以上を対象とするように考えております。流れといたしましては、こちらに流れの分を付けておりますけれども、空き家とそれに付随した農地を登録するときには、事前にその農地の状況をまちづくり課と農業委員会、事務局のほうにて確認をしたいと思っております。そして、まず確認内容としては、その空き家の所有者とそれに付随する農地の所有者が存命者でありかつ同一の名義があるか、それと南関町空き家バンク制度要綱に基づいて空き家バンクへの登録は可能かどうか。そして南関町空き家に付随した農地の特例面積の今回の要綱に基づく設定が可能かどうかを確認いたします。これは事務局側とまちづくり課のほうで可能であると考えた場合は、適用申請をしていただきまして、その際には申請書、別添に様式は付けておりますけれども、申請書と土地の登記の全部事項証明とその公図を提出いただこうと思っております。農業委員会は農地法の申請があった際と同じようなところで、委員の皆さんと現地を確認したあと、今回のように総会のほうで審議をしてこの家に付随した農地は特例を認めていいかということで認めた場合は結果を告示して、あわせて申

請者にこの結果を通知を行います。また、適用しないという場合は不適用の通知書を交付いたします。そしてまちづくり課ですね、空き家及び空き家に付随した農地を空き家バンクに登録して登録のために申し込みをしていただきます。そうしたら町のホームページのほうで紹介がされるような形になります。その後そこがいいなというふうに思われた方がいたら契約をしていただいて、それに付随して農地の取得の申請をしていただいて、その際に3条の許可申請をしていただきます。その際には南関町が設けている3反という下限面積を取っ払ったところで審議をしていただいて、その結果取得という形になります。農地取得の際に、今3条のときには設けていないんですけど、第4号様式のほうに農地取得の条件の誓約書というものを添付しております。こちらのほうの提出をしていただくことを考えております。こちらは、条件は誓約しますよという誓約書なんですけども、その条件というのが取得した農地については3年間継続して適切に耕作および管理を行います。それと取得した農地を農地以外の用途に供するときは農地法の申請を行う前に当該農業委員会と協議を行います。そして、相続等により所有権の移転があった場合は、所有権を受けた者かこの誓約書に定める義務を承継する者としますというのを誓約書として提出をしていただくというふうに考えております。

こちらについては、特例の面積を定めるところになりますので、通常よりも誓約という形をとってご本人さんの意志の確認をとることを考えているところです。

○9番（大倉 公泰君） いいですかね。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 私の部落の1件あるんですよ。住んでいるのは阿蘇なんですよ。農業委員会が確認して農地バンクに入りますか、入りませんかということをお農業委員で言うわけですか。

○事務局（上田 賢君） いえ、今回は空き家に付随した農地ですので、どちらかというと所有者の方が、この家を処分したい。ただその家に農地がついているんですよというときに申請をいただく。

○9番（大倉 公泰君） こういう法律ば知らっさんかもしれんでしょう。向こうとしては。空き家をただほったらかすような。

○事務局（上田 賢君） 空き家のほうに関しましては、今まちづくり課のほうで区長さんのほうに確か調査を投げてらっしゃったかと思えます。

○9番（大倉 公泰君） ならいいとですけど。

○事務局（上田 賢君） そこでそれぞれの所有者の方にあたるようなお話を。

○9番（大倉 公泰君） 農業委員としては何もせんでいいわけですね。

- 事務局（上田 賢君） 個別に。
- 9番（大倉 公泰君） あとから区長さんが言われたときは補佐ばしていいけど、積極的に私らがする必要はないわけですね。
- 事務局（上田 賢君） そうですね。
- 9番（大倉 公泰君） そこをはっきり聞いとかんなら。なんしょったかて言われるといかんけん。
- 事務局（上田 賢君） こちらから農地を空き家についとるけんがというのを積極的に働きがけまではしなくていいと思います。
- 議長（竹島 久利君） 要するに申請が上がった場合に空き家についている畑ですね、そういうとの申請をこれ求めているわけですね。だからそういう畑とか田んぼとか付随しているわけですね。空き家には。必ず野菜とか畑とか田んぼあたり買うたところもあるて。そういうことを許可をお願いするということですね。そういうことです。
- 事務局（上田 賢君） 要綱が定まったら例えば地元の農地を所有されている遠方に出ている方が帰ってこられたときに相談があった際には、委員さんのほうからこういう制度があるよと。ただ空き家バンクのほうとの兼ね合いもあるのでそっちには相談をしてくれとかですね。そういうふうに流してもらおうとか斡旋をしてもらえそうな形はしていただいたほうがいいのかなどは思います。
- 8番（山本 精武君） 南関の方で空き家の付随した近くに家庭菜園でも作ろうかというぐらいの面積があるとすると、それを斡旋するということですが、その上限がね畑がどこまではよかと言うごたる上限はまだ決まってないんでしょ。
- 事務局（上田 賢君） そうですね。そちらについては特段。
- 8番（山本 精武君） それがこの前の案件と一緒に、宅地が1反ばっかあるから隣接地の農地はちょっとだめですということで事務局に、一応ほらこの前断ったじゃないですか。そういうある程度の条件を規定が上限20aぐらいはよかやろうかというぐらいのね、町の規定をね、みんなで考えんことには。
- 事務局（上田 賢君） まず通常の農地の取得に関しては、下限面積が3反というのを南関町は定めてありますので、3反超えた場合はそちらのほうになるのかなと。今山本委員がおっしゃっているのは、この空き家に付随した農地の付随の面積をどこまで認めるのかという。
- 8番（山本 精武君） そうそうもうその隣接地のね、宅地の隣に今まで家庭菜園として使われたところが空き家になつとると。その宅地自体が結構広くて1反ばっか300坪とかあると。そうなるの家を1軒建てたらまだいっぱい残るでしょ。そこに家庭菜園をされてもできるんじゃないかということで、この前私がちょっと聞い

たときは許可ができませんでした。そういうこともあるから、その上限、さつき3反とか何とか言うけれど、そこまた話がちょっと違うごたる感じだったけんね。そこんところある程度南関町の基準を私たちに教えてもらうとくと、アドバイスはできるかなと。

○事務局（上田 賢君） なるほどですね。自治体によっては例えば面積のほうを区切ってあるところもあります。空き家に付随した農地になれば500㎡までとか1,000㎡までとかしているところもありますので、そちらについては農業委員会の総会の中で面積は決めるのか、それともその土地の条件等により個別に判断するのかというところもあるのかなと思います。例えば、平地のところでの1反と法面がある。1反というともた実面積が違うけんですね。なので例えばしっかり面積を定めるのか、それとも例えば委員さんとかの現地確認したときに、そういったところを定めるのかという方法はあるのかなと思います。

○8番（山本 精武君） 最初事務局が言うたように、これから高齢になってしもうて荒廢地が増える時代ですからね。今までの時代と違うもんで、できるだけ少し多めに営農が欲しいという人にはそうして管理してもらおうたほうが一番荒れないことで。いろいろ矛盾するところもあるかもしれんけども、この前の件はね、空き地の隣の畑は賃貸で借るということでした。無料でね。地主さんも管理してもらえれば今までシルバーでお金払うて管理してもらったのが助かるというような感じですね。そういうことでね、売買ができませんやっただもんね。

○事務局長（田口 明君） 一つの考え方として、やはり空き家バンクに付随した農地が0.01㎡から基本的に今南関町の下限面積が3反です。その間であればどうにかできるのかなというのを、先ほど事務局のほうから話があったように現地を確認しながら、許可ができていけばとは考えています。3反以上になれば通常の売買とかが可能になりますので、そこで判断をしていければいいのかなという気はいたしております。

○8番（山本 精武君） 今までの人たち私たちの世代は手放すのがもったいないというか、なるだけなら先祖の土地を大事にせなんという頭がありますけど、今の子どもたちはもうみんな（聴取不能）。全然育った家もですね、ちょっと不便ということで町に出て家を建てるじゃないですか。そうすると空き家が増える。そすと結局その土地も更地にして売の場合はもう全然自分の手元に入らんみたいな感じですよ。特にそういうチャンスのおきに買ってくれる人もおれば、買ってほしいと思うとるんですよ。地主さん自体は。なかなか今はもう割り切ってますからね。私たち昭和で育った人間とまた違うもんな考えがね。

○9番（大倉 公泰君） いいですか。

○議長（竹島 久利君） どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） 今もう山本委員がいろいろ言うたけんちょっとほかのことですけど。今土地がかなり動いてますね。今南関町は買ってもすぐ人に譲ってもいいという条例ですけど。私たちが3年以内ぐらいは自分が管理して売るなら売るごつ条例も作ってもらいたいと思うんですけど。もう今はそうなることでしょ、南関町は買っても。

○事務局（上田 賢君） そうですね。農地法の許可、土地を売買するというのは農地に関してのということですのでよろしいですかね。昔ですね、今回もこの特例要綱には誓約書のほうを付けるというご説明を申し上げたんですけれども、以前は3条の許可申請の際には、言うなればすべからく5年間は転売をしない、言うなれば誰にも自分のとこで耕作しますよというような誓約書の提出が求められておりました。ただ、法律的にはそちらのほうをそういうふうな縛りをつけるのはおかしいだろうというところで、誓約書の添付については求めている自治体が多数、かなりを占めております。おっしゃるとおり転売目的の購入等のご心配ということも確かに考えられますので、そういったところの面で再度農業会議のほうと協議というかをした上でまたこちらの場でご報告をさせていただきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

○9番（大倉 公泰君） はい。

○事務局（上田 賢君） 誓約書のお話が出ましたので、先ほどこの特例面積の誓約書のほうで一応3年間というふうに期限を事務局としてご提案申し上げたんですけれども、期間としてはどうでしょうか。例えば3年間だといや短すぎるだろうというほうなのか、それともいやもうちょっと短くしても……。3年間だと短すぎる、もしくは長すぎるとかというようなご意見を皆さんのほうにお伺いしたいなというところも。

○9番（大倉 公泰君） 3年ぐらいがいいんじゃないですか。あんまり長くすつとまたその人が荒れる可能性もありますもんね。作らんで。3年ぐらいだったら荒れなくて次の人に譲ればいいと思いますし。長かつがよかつじゃなかつかな。

○議長（竹島 久利君） 事情はですね、いろいろ買う人も売る人も事情はあるから、以前は売買した場合は5年は動かしてくれるなということで売買をしていたんですよ。だけど今それが段々縮まってきて今3年ということは今事務局のほうから言われたけど、こういう問題が今からいっぱい出てくると思います。こういう過疎化ですね。そうすると3年ではだめじゃないかという声もまた出てくるし、またあんまりねんこうを縮めると今度は変な業者だけが入ってくるような感じがするもので、そこんところ慎重にこれは考えないとこれはもう大変なことになりやせんだろうか

ということで、今事務局のほうが検討しているみたいですけど、いずれはさっきも言ったように空き家バンクとかそういうところも出てくるし、いずれは本当に減額するかそういうことも検討していかないかなということで今事務局と相談をしているところでございます。分かりましたか。よかですか。

そのほかに何かございせんか。山本委員よかですか。いいですか。何かありますか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） それでは、無いようでございますので、採決をいたします。
第59号議案について原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第59号議案は、原案どおり承認をされました。本日の議案は全て終了いたします。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） 本日の議決事件などの字句の整理を議長に一任していただき
たいと思いますので、異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議長の席を降りさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、ご起立ください。

これをもちまして第12回農業委員会総会を閉会いたします。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午前10時17分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人